

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

月曜日と金曜日、晴れの日と雨の日では心の状態が違うのが普通です。物事に一喜一憂しない平常心、不動心とは程遠いものです。不動心とは不退転の心であり、志を固く保持して屈しないことです。経営者であればどんな困難な課題があっても、自分の事業を成功させたいという思いの強さです。嵐の中でも流されない舟の錨のようなものです。

事業は数字ではなく、より高尚な目標を立てて働く人や顧客がより幸せになるために調和していくものでしょう。数字は後から付いてきます。

私の書棚より

○偉大な企業への飛躍は、結果を見ればどれほど劇的なものであっても、一挙に達成されることはない。巨大な重い弾み車を一つの方向に回し続けるのに似ている。ひたすら回し続けていると少しずつ勢いがついていき、やがて考えられないほど回転が速くなる。
 ○「目標を設定する」という仕事が「戦略を立てる」という仕事とすり替わってしまいがちなのです。その結果、戦略がはっきりしない今まで終わってしまう。

「ストーリーとしての競争戦略」
 楠木建著 東洋経済新報社

税務アンテナ

□相続の放棄は、相続の開始を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所で行います。

相続の放棄をした場合には、その相続人は初めから相続権を持たなかったことになり、相続人の死亡を条件とする代襲相続は発生しません。

相続税法では、相続人が取得した生命保険金や退職手当金に対しては法定相続人×500万円までの金額につき、相続税が課税されないことになっていますが、相続を放棄した相続人には適用されませんので、放棄者の取得した金額は、そのまま相続財産に算入されます。

□事業所得や雑所得の所得計算は、収入金額から必要経費を控除して所得金額を算出します。

ただし、内職、外交員、集金人、電気量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人については、必要経費について 65 万円の最低保障を認めるという所得計算の特例が設けられています。

これは、給与所得控除との均衡を図るために設けられたもので、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残高とし、事業所得又は雑所得の収入金額を超える場合はその収入金額を限度とします。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
16日	○所得税確定申告の受付
28日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

28日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『窮すれば即ち変ず、変ずれば即ち通ず』 by 易經